【利用料金】　令和6年8月1日改正　　別紙

(1) 介護老人福祉施設(1ヵ月当たりについては30日の月の概算)

※端数処理のため、1円単位の相違の可能性があります。　　※1単位当たり 10.68円

要介護度			要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
① 要介護度別単位数			589	659	732	802	871
加算	②日常生活継続支援加算	注1	36 /日				
	③看護体制加算(Ⅰ)・(Ⅱ)	注2	12 /日(4＋8)				
	④夜勤職員配置加算(Ⅲ)	注3	16 /日				
	⑤個別機能訓練加算(Ⅱ)	注4	12 /日 ＋ 20 /月				
	⑥精神科医療養指導加算	注5	5 /日				
	⑦生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	注6	100 /月				
	⑧協力医療機関連携加算	注7	100 /月				
	⑨科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	注8	50 /月				
	⑩介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 14.0%	注9	2,852	3,146	3,452	3,746	4,036
⑪ 1ヵ月当たりの単位数			23,122	25,516	28,012	30,406	32,766
⑫ 1ヵ月当たりの総額			246,942 円	272,510 円	299,168 円	324,736 円	349,940 円
⑬ 1ヵ月当たりの自己負担額		1割負担	24,695 円	27,251 円	29,917 円	32,474 円	34,994 円
		2割負担	49,389 円	54,502 円	59,834 円	64,948 円	69,988 円
		3割負担	74,083 円	81,753 円	89,751 円	97,421 円	104,982 円

注1　要介護度の高い高齢者に対して質の高いケアを実施する事に対する加算

注2　常勤の看護師配置や手厚い看護職員の配置等に対する加算

注3　手厚い夜勤職員の配置と喀痰吸引の実施できる職員の配置に対する加算

注4　計画的に機能訓練を行っている事に対する加算

注5　精神科医による療養指導が月2回以上行われていることに対する加算

注6　重度化防止のため、医師の関与の下、機能訓練・介護等を行う取り組みに対する加算

注7　介護ロボットやICT等の利用を促進し介護負担の軽減に努めたことに対する加算

注8　協力医療機関との連携をしていることに対する加算

注8　介護職員人件費及び定着率を向上させるための加算

※当施設利用料の概算は上記の通りですが、下記に該当する場合はその単位が加算されます。

なお、介護職員処遇改善加算も下記の該当単位を加えた上で算出するため、自己負担額が変わります。

(2) 実施した場合の加算

実施加算	初期加算	32円/日	入所日から30日以内の期間の場合入院後の再入所も同様
	療養食加算	7円/回	医師の食事箋に基づき療養食を提供した場合
	看取り介護加算(死亡日)	1,367円/日	医師の判断の下、終末期である利用者の看取り介護を行った場合
	(死亡日以前2日又は3日)	726円/日	
	(死亡日以前4日以上30日)	154円/日	
	(死亡日以前31日以上45日)	77円/日	
	安全対策体制加算(入所時のみ)	21円/回	事故発生の防止と発生時に適切な対応(リスクマネジメント)を推進
	外泊時費用加算(6日限度)	257円/日	病院への入院及び居宅における外泊を認めた場合
	排泄支援加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)又は(Ⅲ)	10～20円/月	排泄に介助を要する利用者の状態が軽減した場合
	褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)	3～13/月	褥瘡の発生予防に計画的に取り組んだ場合
	口腔衛生管理加算	117円/月	歯科衛生士が介護職員に対し技術助言及び指導を行う
	配置医師緊急時対応加算	694円/回	配置医が早朝または夜間に訪問し診療を行った場合
	退所(入院)時情報提供加算	267円/1回	入院時に生活支援状況等の情報を提供した場合
	退所(入院)時栄養情報連携加算	74円/1回	入院時に管理栄養士が栄養管理に関する情報を提供した場合
	新興感染症等施設療養費	1,281円/1回	感染症発症時に協力医療機関の医師等と相談した場合
	高齢者施設等感染対策向上加算	5～10円/月	感染症の発生時等の対応を行う体制を確保している場合
	退所前連携加算(1回限り)	523円/1回	退所に先立って居宅介護支援事業者に対し、情報提供を行った場合

(2) 居住費(多床室)・食費と段階別自己負担上限額　(一日当たり)　(月額)

利用者負担段階	所得区分		居住費	食費	(1)の1割負担合計額が下記の一定の上限額を超えた場合には、申請により払い戻されます。(高額介護サービス費)	
第1段階	生活保護受給者		0 円	300 円	自己負担上限	15,000 円
	住民税非課税世帯	老齢福祉年金受給者				
第2段階		合計所得金額と年金収入額の合計が年間80万円以下 資産650万円以下(夫婦1,650万円以下)	370 円	390 円		15,000 円
第3段階①		合計所得金額と年金収入額の合計が年間80万円超 120万円以下 資産550万円以下(夫婦1,550万円以下)	370 円	650 円		24,600 円
第3段階②		合計所得金額と年金収入額の年間 120万円超 資産500万円以下(夫婦1,500万円以下)	370 円	1,360 円		24,600 円
第4段階	住民税課税世帯で第5段階以外の方		915 円	1,580 円		44,400 円
第5段階	課税所得145万円以上の方		915 円	1,580 円		44,400 円

※生計困難者に対する利用者負担額軽減制度適用時、認定証記載事項内容に応じた軽減が受けられます。

(3) 保険給付外サービス利用料金

	保険給付外サービス利用料金	利用者負担料金	備　考
日常生活等に要する費用	・日用品費 身の回り品として日常生活に必要な費用 ①常時提供品(ティッシュ・ウェットティッシュ 歯ブラシ・歯磨き・義歯洗浄・シャンプー・タオル等) ②個別提供品は実費となります。	110 円 実費	1日
	・事務手数料(請求・立替金他)	50 円	1日
	・行事(特別献立の食事・お楽しみ会・外出行事等)、園内喫茶の費用	実費	
	・クラブ活動の材料費	実費	
	・訪問美容代	実費	
	・訪問歯科医による歯科診療費	実費	保険診療ができます。
	・クリーニング代	実費	
	・買い物代行料	100 円	1回当り　※近隣以外の買物はご相談ください。
	・外出等付添い者の公共交通機関の交通費等	実費	
	・外出等車両運行料	実費	
	・インフルエンザ予防接種料(予定)	2,500 円	1回当り
	・預り通帳管理料	1,800 円	1ヵ月当り
	・サービス提供記録の複写料	10 円	1枚当り(両面)
	・写真印刷料	50 円	1枚当り
	・写真CD制作料	300 円	1枚当り
	・慰留品処分料	5,000 円	家電等のリサイクル料金は別途負担となります。
	・利用者の希望や必要に応じて提供する嗜好品、その他の費用	実費	

(注)1. 介護給付費体系の変更があった場合、変更された額に合わせてご利用者の負担額を変更します。
2. 日常生活等に要する費用について、経済情勢の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合、事前に変更の内容をご説明します。